

販売条件
[日本]

1. 適用条件

- 1.1 本販売条件（以下「**本規約**」という。）は、Pall から買主への商品、機器及びサービス（以下、総称して「**商品**」という。）の販売について規定するものであり、場合により、Pall が買主に交付する見積書、提案書、注文請書、販売確認書又は同様の文書（以下「**販売文書**」という。）において言及されることがある。発注を行うことにより、買主は、(a) 購入する商品のリスト；(b) 各商品の注文数量；(c) 希望納期；(d) 各商品の単価；(e) 請求先住所；及び (f) 納品場所を含む本規約に規定される条件にしたがって商品を購入する注文（以下「**注文（書）**」という）を行う。Pall は、買主の一般購入規約を含む、買主の注文書式又は文書に記載されているすべての追加条件又は異なる条件を拒否する。本規約と異なる、又は本規約に追加される、買主が提案するすべての条件は、重要な変更とみなされ、いかなる発注書の一部にもならず、Pall を拘束するものでもない。
- 1.2 本規約、販売文書及び注文（以下、総称して「**本契約**」という）は、Pall と買主との間の全ての合意を構成し、過去における合意、交渉、表明、保証並びにコミュニケーション（書面及び口頭を問わない）を無効とし、これらに代わるものとする。
- 1.3 Pall のすべての見積書は、特に見積書に記載されない限り、買主に事前に通知することなく変更又は撤回されることがある。見積書は買主の信用状況についての Pall の承認を前提として作成される。本契約は、注文書が Pall により書面で承諾されたときに効力を生じる。
- 1.4 本条件と販売文書の間に矛盾がある場合、買主とポールとの間に書面による別段の合意がない限り、販売文書が優先するものとします。

2. 納品・引渡し

- 2.1 商品は、買主の注文を受領後、完成した商品の在庫状況に応じて、合理的な期間内に納品されるものとする。買主の注文に関する配送日及び／又は出荷は、Pall による販売確認又は見積書の発行時点における状況、Pall がすべての仕様書を受領したこと（適用ある場合）、及び非標準品の場合は、Pall が買主から設計及び製造に必要なすべての情報を適切な時期に受領したことを前提とした合理的な見積もりである。Pall は、輸送中の遅延、損失、損害又は遅延に起因するいかなる直接的、間接的、派生的損害（使用損失を含むがこれらに限定されない。）について一切の責任を負わないものとする。
- 2.2 当事者間で書面により別段の合意がされない限り、引渡しは、INCOTERMS 2020 の FCA（Pall 出荷地点）又は INCOTERMS 2020 の Ex-Works（Pall 施設）のいずれかが適用されるものとする。買主の要請により、Pall は、買主のリスクと費用負担で、商品を買主の施設／現場まで配送手配を行うものとし、買主は、輸送費、税金、関税、義務、輸入手数料、仲介手数料、特別費用、雑費、その他の付帯費用及び特別梱包費用を含む一切の費用を支払うか、Pall に償還するものとする。
- 2.3 Pall は、独自の裁量により、何ら責任やペナルティを負うことなく、予定又は確定納品日より前を含み、商品の一部を買主に引き渡すことができる。商品が分割して納品される場合、各納入分が同一の契約に準拠する限り、当該契約は単一の契約として扱われ、分割不能なものとなる。別段の合意がない限り、Pall が商品の部分的な出荷を行った場合、Pall は該当部分の商品代金を買主に請求する権利を有するものとする。
- 2.4 Pall は、Pall の工場又は指定された出荷地点（以下「**Pall 出荷地点**」という。）において、Pall が定める標準的な梱包方法及び出荷方法により、当該商品を買主に引き渡すものとする。買主は、Pall から当該商品が Pall 出荷地点において引き渡された旨の書面による通知を受けた日から 5 日以内に、当該商品を引き取るものとする。
- 2.5 理由の如何を問わず、買主は以下の責任を負う：
- (a) （当事者が引渡条件を FCA と合意した場合）買主が、商品が Pall 出荷地点で引き渡された旨の Pall による通知において規定された日までに当該商品の引き渡しを受けない場合、又は、買主が適切な指示、書類、許可証若しくは承認を提供しなかったため、Pall が当該日までに Pall 出荷地点で商品を引き渡すことができない場合、(i) 商品の危険負担は買主に移転し、(ii) 商品は引き渡されたものとみなされ、(iii) Pall は、その選択により、買主が商品の引き渡しを受けるまで保管することができる。この場合、買主は、関連する一切の費用（保管料、保険料を含むがこれらに限定されない。）を負担する。
- (b) （当事者が買主が商品を引取る（EXW）ことに合意した場合）買主が、商品の引取りが可能となった旨の Pall による通知において規定された日から起算して 7 暦日以内に商品の引き渡しを受けない場合、Pall は、その選択により、以下の措置を講じることができる：(i) 買主の費用負担で、Pall が管理する関係先住所に商品を発送する、又は、(ii) 住所が管理されていない場合は、買主が商品を回収するまで商品を保管す

る。ただし、買主はすべての関連費用及び経費（保管料及び保険を含むがこれに限定されない。）を負担するものとする。

- 2.6 Pall 出荷地点から出荷された商品の各出荷分の数量は、Pall の出荷記録に記録された数量が、買主が引渡し時に受け取った数量の決定的な証拠とする。ただし、買主がこれと相反する決定的な証拠を提示できる場合はこの限りではない。
- 2.7 買主が通常であれば商品が受領されるはずであった日から 10 日以内に書面によりその旨を Pall に通知しない限り、Pall は（たとえ Pall の過失によるものであったとしても）商品の不引渡しについて責任を負わないものとする。
- 2.8 商品の不引渡しに関して Pall により合理的に決定される責任は、合理的な期間内に商品を交換するか、又は当該商品に関する請求書を実際の引渡数量を反映するように調整することに限定されるものとする。
- 2.9 納入される商品の品質及び規制に関する文書は、製造時及び納入時に適用される。
- 2.10 該当する場合、Pall は、販売文書に別段の定めがない限り、通常の営業時間内に、商品の引渡しに関連して必要とされるサービスを実施するものとする。買主が要請・要求した営業時間外のサービス、見積書若しくは合意された範囲外のサービスについては、該当する場合、時間外料金を含め、その時点での Pall の料金表が適用され、販売文書に概説された料金に追加して請求されるものとする。

3. 買主及び Pall の責任

- 3.1 買主は、商品に関する要求事項（設計仕様書を含むがこれらに限定されない。）を正確に指定し、Pall に通知する責任を負うこととする。買主は、自身が供給した図面、書類その他の文書及び情報間に生じた不一致、誤り又は漏れについて、一切の責任を負うものとする。
- 3.2 Pall が設置、監督又は試運転サービスを実施する場合：
 - (a) 買主は、商品の設置及び運転、又は関連するサービスの提供に安全かつ適切な施設を整備し、維持する責任を負う。要請があった場合、Pall は買主の費用負担で、商品の引渡し前に、その敷地を検査することができる。Pall は、構内が商品の設置及び操作又は関連サービスの実施に適していないと判断した場合、買主がその費用負担で構内を適切に準備できるように、必要な情報及び支援を買主に提供するものとする。
 - (b) 商品の設置又は試運転を行うために、買主の既存設備を撤去又は切り離す必要があると Pall が合理的に判断した場合、Pall は買主にその必要性を通知し、買主は、買主の費用負担で、かかる撤去又は切り離しを容易にするために合理的に必要な支援を Pall に提供するために必要な措置を講じるものとする。買主は、買主の既存設備を撤去又は切り離す時間に比例して、設置、監督又は試運転サービスを完了するための時間延長を Pall に認めることに同意するものとする。
- 3.3 買主が、第 3.2 条 (b) に従い、Pall の指示に従って施設を適切に準備しない場合、又は設備の撤去若しくは切り離しを行わない場合、Pall は買主の費用負担において、本契約の履行を最大 30 日間一時停止することができる。30 日経過後も（Pall の合理的な判断により）当該施設が履行に適さない状態である場合、Pall は本契約を解除することができるものとし、買主は Pall に対し、第 13.2 条に従い、Pall が事前に定めた標準料金表に基づく料金及びその他の一切の費用、手数料、及び／又は費用を支払うものとする。
- 3.4 買主は、本契約に基づく義務の履行を目的として、通常の勤務時間中、Pall の許可された担当者がその施設に立ち入ることを許可するものとする。

4. 価格

- 4.1 商品の価格は、Pall の見積価格、又は価格が提示されていない場合（若しくは見積価格が無効である場合）には、注文受理日時点の Pall の価格表に記載されている価格（以下「価格」という）とする。Pall の見積書に明記されている場合を除き、すべての価格は予告なく変更されることがある。また、Pall は、いつでも以下を請求することができる：(i) 燃料、エネルギー若しくは関税サーチャージ、又は、(ii) 取扱手数料／最低発注価格サーチャージ（各商品の価格に加えて）。
- 4.2 本条件の別段の定めにかかわらず、買主またはその代表者の作為または不作為（作業またはプロジェクトの中断、納期の延期、着工通知または類似文書の適時発行の不履行を含みますが、これらに限定されません。）によりボールの納入スケジュールが遅延した場合、買主は、そのような遅延の結果としてボールが被ったすべての関連費用および経費（運賃、再入庫費用、保管費用および保険費用を含みますが、これらに限定されません。）について責任を負うものとします。さらに、ボールの納入スケジュールは、遅延期間に等しい期間と作業再開後の再動員のためにボールが合理的に必要なとする追加時間を合わせた期間につき自動的に延長されるものとします。買主は、契約上の納入日の 30 日前以降、またはボールが別途指定することのある期間内に履行を中断することはできません。履行の中断は、連続であるか累積であるかを問わず、合計 60 暦日間またはボールが別途指定する期間を超えないものとします。ボールの責に帰さない事由により、中断期間がボール指定の該当する合計期間を超えた場合、ボールは、いかなる責任も負うことなく、買主に対する書面通知をもって、本注文の全部または一部を解除することができます。そのような解除に際し、買主は、ボールに対し以下を支払うものとします。(i) 解除の時点で完

成済みまたは製造中の本商品の本価格、(ii) 解除日までに本注文に関連してポールが負担したすべての費用および経費（材料費、仕掛品の費用および契約した下請業者に対する債務を含みます。）のうち、文書で実証されたもの、ならびに (iii) 解除日までに遂行された作業に対する合理的な利益率。

- 4.3 第4.1条を制限することなく、買主は、以下の場合、引渡し又は最後の支払マイルストーン（以下で定義する。）（いずれか遅い方）の前に、いつでも価格が引き上げられる可能性があることを認めるものとする：

- (a) 機器、システム及び受注生産品（以下「システム品」という。）の販売の場合、該当する地域の CRU ステンレス鋼価格指数が、注文確認日から最終支払マイルストーンの30日前までの間に少なくとも3%の上昇を示した場合
- (b) その他のすべての商品（以下「非システム商品」という。）の場合、該当する地域の生産者物価指数（PPI）が、注文確認日から納品日までの間に少なくとも3%の上昇を示した場合、及び／または
- (c) 商品又は商品に含まれる部品が、注文確認日以降に課される追加関税の対象となった場合。

いずれの場合も、価格は、関連する指数及び／又は関税の改訂率と同率で引き上げられるものとする

- 4.4 Pall は、最終支払マイルストーン又は納品日（いずれか遅い方）の少なくとも14日前までに、買主に価格の値上げを通知するものとし、買主は、値上げされた価格に基づいて Pall から請求書を受け取るものとする。

5. 支払い

- 5.1 買主は、販売文書に指定された通貨で、Pall の請求書の日付から30日以内に代金を支払うものとする。支払いは、Pall による書面による別段の同意がない限り、Pall が指定する口座への即時利用可能な資金の銀行振込によるものとする。

- 5.2 買主が支払期日までに支払いを履行しない場合、Pall の他の権利又は救済手段を損なうことなく、買主は、遅延した支払いの金額に対し、月1.5%の利率又は適用される法律に基づき法的に許容される最高利率のいずれか低い方の利率で、日割計算し、毎月複利計算した遅延利息を支払うものとする。買主は、Pall が遅延損害金の回収に要した一切の費用（合理的な弁護士費用を含むが、これに限定されない。）を Pall に払い戻すものとする。本規約又は法律に基づき利用可能な他のすべての救済措置（Pall は本規約に基づく権利の行使により、これらの権利を放棄するものではない。）に加え、Pall は、買主が本規約に基づく支払期日までに支払を履行せず、かつ当該不履行が書面による通知後5日間継続した場合、注文の履行を停止し、又は商品の引渡しを停止する権利を有するものとする。さらに、Pall は、買主の財務状況又はその他の不安事由により、Pall が適切と判断した場合、現金、担保、その他 Pall が満足する十分な保証の支払い又は提供を要求することができる。

- 5.3 本契約で分割払いが規定されている場合、注文書に別段の記載がない限り、支払いは以下のスケジュール（以下、各分割払いにかかる時点を「支払マイルストーン」という。）に従って行われる：

- (a) Pall がプロジェクトを受注した時点；代金の5%；
- (b) Pall が最初に図面を提出した時点；代金の20%；
- (c) Pall による図面提出の完了時；代金の20%；
- (d) 買主が Pall に製造開始通知を送付した時点；代金の20%；
- (e) (i) Pall による商品の出荷日、又は、(ii) Pall による商品の出荷準備が完了した旨の Pall からの通知日のいずれか早い時点；価格の25%。
- (f) (i) 買主の製造プロセスに商品が初めて組み込まれた時点、又は、(ii) 商品の出荷から30日経過した時点のいずれか早い時点；代金の10%。

- 5.4 特定の支払マイルストーンの達成が買主の都合により遅延又は中断した場合、当該支払マイルストーンは達成されたものとみなされ、Pall は当該支払マイルストーンが達成されたものとして買主に請求する権利を有するものとする。このような場合、買主は、遅延の理由及び予想される遅延期間を書面で Pall に通知しなければならない。買主が出荷前の支払マイルストーンに係る支払いを怠った場合、Pall は、買主に対する何らの責任を負うことなく、商品の出荷を留保する権利を有するものとする。

- 5.5 すべての販売は、Pall による買主の信用審査の承認を条件とする。

- 5.6 買主と Pall は、個人による企業を装った者が新たな銀行取引又は郵送指示に基づき支払いを要求する場合、銀行詐欺のリスクが存在することを認識する。このようなリスクを回避するため、買主は、Pall により提供された新たな指示を使用して金銭を郵送又は送金する前に、Pall に電話し、売掛金担当者と話すことにより、新規又は変更された銀行送金又は郵送指示を口頭で確認しなければならない。

6. 税金

価格には、適用される連邦、州、国又は地方の消費税、使用税、物品税又はその他類似の税金（付加価値税、消費税、物品サービス税又は買主が支払う金額に対して政府・地方当局が課すその他類似の税金を含むがこれらに限定されない。）は含まれない。かかる税金はすべて買主の勘定となり、Pallの請求書の提出時に買主からPallに対して支払われるものとする。買主は、必要に応じて税務当局に税金の発生及び支払いを行うことに同意するものとする。買主が適用される消費税又はそれに相当する税金を免除されているにもかかわらず、その旨をPallに通知しなかった場合、又は適時に消費税免除に係る番号をPallに通知しなかった場合で、Pallがその税金を支払う必要がある場合、買主はPallが支払った金額をPallの請求書の提出時に償還しなければならない。

7. 所有権及び危険負担

- 7.1 適用あるインコタームズに従った商品の引渡し及び危険負担の移転又は本規約の他のいかなる規定にかかわらず、商品の所有権は、Pallが商品代金及びPallが買主に販売することを合意した支払期日を迎えている他のすべての商品の代金全額を現金又は決済済み資金で受領するまで、買主に移転しない。
- 7.2 商品の所有権が買主に移転するまでの間、買主はPallの受託代理人及び受託者として商品を保管し、買主及び第三者の商品とは区別して適切に保管、保護、保険に加入し、Pallの所有物であることを確認するものとするが、買主は通常の事業過程において商品を転売又は使用する権利を有するものとする。
- 7.3 商品の所有権が買主に移転するまで（また、商品が現存し、転売されていないことを条件として）、Pallはいつでも買主に対し、Pallに商品を引き渡すよう要求する権利を有し、買主が直ちにこれを行わない場合、買主又は第三者が商品を保管している施設に立ち入り、商品を引き上げることができるものとする。
- 7.4 買主は、Pallの所有物である物品を質入れしたり、何らかの方法で債務の担保に供したりする権利を有しないものとする。買主がそのような行為を行った場合、買主がPallに対して支払うべき金銭債務はすべて（Pallのその他の権利または救済手段を損なうことなく）期限の利益を失い、直ちに弁済期が到来するものとする。

8. 不適合品の検査と拒否

- 8.1 買主は、商品を受領後10日以内に検査を行うものとする（以下「**検査期間**」という。）。買主は、検査期間中に書面によりPallに不適合品（数量を含むがこれに限らない。）を通知し、Pallが求める書面による証拠又はその他の書類を提出しない限り、当該商品を検収したものとみなされる。当該通知は、商品におけるすべての不適合事項を特定し、拒否する商品を明記しなければならない。Pallは、その後、商品の処分に関する指示を回答するものとする。
- 8.2 買主が検査期間内に不適合品について速やかにPallに通知した場合、Pallは、その単独の裁量により（i）当該不適合品を適合品と交換するか、または（ii）当該不適合品の代金を、これに関連して買主が負担した合理的な送料及び取扱費用とともに、クレジット又は返金するものとする。買主は、自己の費用と責任において、不適合品をPall出荷地点まで送付するものとする。Pallが不適合品を交換するオプションを行使する場合、Pallは、買主から不適合品の引き渡しを受けた後、買主の費用と危険負担で、交換した商品をPall出荷地点まで買主宛に送付するものとする。
- 8.3 買主は、第8.2条に定める救済措置が、不適合品の引き渡しに関する買主の唯一の救済措置であることを承認し、同意する。
- 8.4 第8.2条に定める場合を除き、買主に対する商品の販売はすべて一方向の取引として行われ、買主は商品をPallに返却する権利を有しないものとする。

9. 保証

9.1 商品の保証 Pallは以下の事項を保証する：

- (a) Pallによる設置が必要な商品の場合、以下のいずれか早い方までの期間：（i）設置日又はPallが買主から検収を受けた日（該当する場合）から12ヶ月間、又は、（ii）Pallが買主に商品を発送した日から15ヶ月間（第2.5条及び第5.4条に従って引き渡したと見做される場合を含む。）；又は
- (b) その他のすべての商品の場合、Pallが買主に商品を発送した日（第2.5条及び第5.4条によるみなし引渡しを含む。）から12ヶ月間

（以下、上記各期間を「**商品保証期間**」という。）

Pallが製造した商品が、適切に設置及び保守され、Pallが指定した定格、仕様及び設計条件で使用された場合、Pallの提案書に定める当該製品の仕様に適合するものであること、また、かかる提案書がない場合、買主がPallに提供し、Pallが書面により承認し、販売確認書に記載された仕様に適合するものであること、及び、材料及び製造上の重大な欠陥がないことを

保証する（以下「商品保証」という。）。買主は、商品保証期間内の商品に関するいかなる商品保証に関するクレームについても、速やかに書面により Pall に通知し、商品保証を満たしていないと主張する商品又はサービスを検査及び試験する機会を Pall に提供するものとする。買主は、商品又はサービスの請求書原本のコピーを Pall に提供し、Pall 出荷地点に商品を返送するためのすべての運賃を前払いするものとする。すべてのクレームには、Pall が独自の裁量で判断するために必要な詳細事項（該当する場合、システムの動作条件を含む。）をすべて添付しなければならない。商品保証の対象となる製品に、商品保証期間中に商品保証の対象となる欠陥が存在する場合、Pall は、自らの裁量により、以下のいずれかの措置を講じることができる：（a）欠陥商品の返品を受け、代替商品を提供する；（b）欠陥商品に対して代替部品を提供する；（c）欠陥商品を修理する；又は（d）欠陥商品の返品を受け、同商品のクレジットを発行する。クレームが実際には商品保証の対象外であると Pall が判断した場合、買主は、Pall に対し、追加が必要とされるサービス又は商品について、通常適用される料金を支払うものとする。

- 9.2 サービスの保証** Pall は、すべてのサービス（存在する場合）が、適用される法律及び業界基準に従い、資格を有する人員によって適切な方法で提供されることを保証する（以下「サービス保証」という。）。サービス保証は、Pall がサービスの提供を完了した日から 30 日間有効とする（以下「サービス保証期間」という。）。サービス保証に基づくクレームが発生した場合、買主は、サービス保証期間内にクレームの詳細を書面にて速やかに Pall に通知するものとする。Pall のサービス保証に基づく責任は、Pall の独自の裁量により、サービス保証期間中にサービス保証に適合しないサービスについて、当該サービスの再実施又は当該サービスの不適合部分に対するクレジットの発行に限定される。クレームが実際にはサービス保証の対象外であると Pall が判断した場合、買主は Pall に対して、Pall が当該サービスを実施した際に通常適用される料金を支払うものとする。
- 9.3 第三者製品に関する無保証** 第三者によって製造された製品（以下「第三者製品」という。）は、商品を構成し、商品に含まれ、商品に組み込まれ、商品に添付され、又は商品とともに梱包される場合があるが、第三者製品は、第 9.1 条の保証の対象とはならない。Pall は、第三者製品に関して、明示的か黙示的か、あるいは、法律、取引の慣行、履行の慣行、商慣習その他いかなる理由によるものかを問わず、以下に例示するものを包含するいかなる表明又は保証も行わない：（i）商品性の保証；ii）特定の目的への適合性の保証；（iii）所有権の保証；又は（iv）第三者の知的財産権の侵害に対する保証。第三者製品に関する保証は、もしあるとしても当該第三者製品の製造業者を通じてのみ提供され、その条件は製造業者によって異なり、Pall は製造業者に代わって責任を負わないものとする。第三者製品に関する具体的な保証条件は、製造者の保証書から入手することができる。
- 9.4 その他の制限** 第 9 条に定める保証を除き、Pall は商品及びサービスに関して、明示的か黙示的かを問わず、以下に例示する保証を含む（ただし以下の例示に限定されない。）、いかなる保証も行わない：（i）商品性の保証；（ii）特定の目的への適合性の保証；又は（iii）買主の設計若しくは仕様の必然的な結果として生じる第三者の知的財産権の侵害に対する保証。Pall は、不適切又は異常な使用、誤用、乱用若しくは不適切な取り付け（Pall によるもの以外）、適用、操作、保守・修理、改造、事故、使用上の過失、保管、輸送、その他の Pall の過失に起因する損害又は欠陥について一切の責任を負わない。Pall は、いかなる場合においても、Pall の書面による承認に基づき Pall 以外の者によって修理又は変更された商品について一切の責任を負わない。
- 9.5 排他的義務** 保証は排他的である。商品保証及びサービス保証は、欠陥品及びサービスに関する Pall の唯一の排他的な義務である。Pall は、商品、サービス又はその一部に関して、契約、不法行為、厳格責任又はその他のいかなる根拠に基づく義務も負わないものとする。本条に定める救済措置は、買主の唯一かつ排他的な救済措置であり、Pall の商品保証及びサービス保証の違反に関する責任は、本第 9 条に定める範囲内に限られる。
- 9.6 買主の違反** 買主が本契約に基づく義務に違反した場合、いかなる場合においても買主は保証に基づく請求権を有しないものとする。
- 10. 責任制限**
- 10.1** Pall は、間接的損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害、利益の喪失、収入の減少又は価値の減少を含むいかなる損害について、また、再製造費用、再作業費用、取り外し費用又は再取り付け費用について、いかなる場合においても一切の責任を負わない。買主が事前にそのような損害の可能性を開示していたか否か、または合理的に予見可能であったか否かにかかわらず、請求の根拠となる法理（不法行為、契約、その他）を問わず、原因が製品の製造、包装、配送、保管、使用、誤用又は不使用に起因する又は関連するもの、あるいは他の原因に起因するものであろうと、Pall は一切の責任を負わない。

10.2 いかなる場合においても、本契約から生じる又は本契約に関連する Pall の賠償責任は、契約の違反、不法行為（過失を含む。）その他のいかなる理由によるものであっても、本契約に基づき Pall に支払われた商品及びサービスの総額を超えないものとする。

10.3 第 10.2 条に定める責任の制限は、以下の場合には適用されない： (i) Pall の重過失又は故意の不法行為に起因する責任；及び (ii) Pall の作為又は不作為に起因する死亡又は身体の傷害。

11. 知的財産

11.1 すべてのアイデア、概念（特許取得可能か否かを問わない。）、装置、発明、著作権、改良又は発見、デザイン（図面、計画書、仕様書を含む。）、見積り、価格、メモ、電子データその他の文書又は情報は、以下のいずれかに該当する場合、常に Pall の財産として留保される： a) Pall によって作成、準備、実施又は開示されたもの；及び／又は b) Pall の機密情報に基づいて作成されたもの、Pall の機密情報から派生したもので、または Pall の機密情報を利用するもの、及びこれらに関連するすべての知的財産権。特許権、商標権、商号、営業秘密又は商品に関するパターン、図面、デザイン又は Pall のその他の知的財産権に関するいかなる権利、所有権又は利益も、買主に移転又は譲渡されず、Pall はこれらに関する所有権その他の権利を常に保持するものとする。以上にかかわらず、Pall は、買主が Pall から本契約に基づき購入した商品を使用するために必要かつ限定的な範囲において、それらに関する資料等を使用するための非独占的かつ譲渡不能なライセンスを付与する。買主は、Pall の事前の書面による同意なしに、当該資料等を第三者に開示してはならない。Pall が買主に商品を納入する条件として、買主は、直接的又は間接的に、かつその従業員、代理人、代表者にも以下の行為を行わせないものとする： (i) 商品を改変又は変更すること；(ii) 商品を分解、逆アセンブル、逆コンパイル又はその他の方法で逆エンジニアリング又は分析すること；(iii) 商品の製品識別番号又は知的財産権表示を削除すること；(iv) 商品を改変又は派生作品を作成すること；(v) 商品に関連する技術及び知的財産権に関する Pall の権利に反する何らかの行為を行うこと；及び (vi) 上記のいずれかの行為を他者に助長又は依頼すること。

11.2 買主は、本契約に基づき販売される商品に関し、Pall を代表していかなる表明、陳述又は保証を行う権限を有しない。買主は、米国又は適用されるその他の国の特許権、著作権、商標権、その他の知的財産権の侵害及び本契約に基づき販売された商品から生じる製造物責任に関する請求又は責任から、自己の費用負担で Pall を補償し、防御するものとする。買主の仕様又は指示に従った商品の準備又は製造、買主による商品又はその一部の無許可又は不適切な使用、Pall 以外の者による商品又はその一部の変更若しくは改造、Pall が供給していない製品との組み合わせによる商品の使用、又は商品を組み込んだ若しくは統合した買主製品の製造、販売若しくは使用から生じる、米国または該当するその他の国の特許権、著作権、商標権、その他の知的財産権の侵害、製造物責任に対する請求又は責任から、買主は自らの費用負担で Pall を補償し、防御するものとする。

12. 変更

Pall は、販売文書又は注文書に記載された作業範囲の変更を実施する義務を負わない。ただし、買主と Pall が書面により、変更の詳細及びその結果として生じる価格、スケジュール又はその他の契約変更について書面で合意した場合を除く。これには、本規約を含む契約の発生日以降に適用される法律の変更により必要となる変更も含まれる。

13. 解除・解約

13.1 本規約に定める救済措置に加え、買主が以下のいずれかの行為を行った場合、Pall は書面による通知により、本契約を直ちに解除することができる： (i) 本規約に基づく支払期日が到来しても支払を行わず、買主が書面による不払通知を受領してから当該不履行が 10 日間継続した場合；(ii) その他、本規約の全部若しくは一部を履行若しくは遵守しなかった場合；又は (iii) 支払不能に陥った場合、倒産手続開始の申立てを行い、若しくは受けた場合、差押え若しくは仮差押えを受けた場合。

13.2 本契約の他の条項にかかわらず、本契約は、以下の条件を満たす場合に限り、変更又は解除が可能であり、予定された出荷は延期又は変更され得る： (i) Pall の書面による同意がある場合；及び (ii) Pall が満足する条件が存在する場合。書面による別段の合意がない限り、買主は、そのような修正、解除、延期、及び／又は変更のために Pall が定めるすべての手数料、料金、及び／又は費用（Pall 所定の標準料金表（本規約の付属書 1 に記載）、その他の解除・取消料、再入荷料、保管料（Pall が決定する場合）、保険料、運賃、非経常的なエンジニアリング又は製造費用、完成確認商品の契約価格、原価及び合理的な逸失利益を含むがこれらに限定されない。）を Pall に支払うものとする。

13.3 買主は、注文の履行中に Pall が (i) 適用される法令により、商品の全部若しくは一部を販売若しくは納入することが禁止される場合（商品の製造に使用される物品及び材料に使用

される、若しくは接触する物質の使用に関する管理若しくは制限を含むが、これらに限定されない。) ; 又は (ii) サブサプライヤーの倒産を理由に、商品の全部若しくは一部を販売若しくは納入できない場合、Pall が本契約を直ちに無償で解除する権利を有し、Pall はかかる解除によって生じる損害又は費用について責任を負わないことを了承するものとする。第 13.3(i)条に従って注文が解除された場合、Pall は、買主に対し、この解除により被った追加費用及び損害を請求する権利も有するものとする。

14. 不可抗力

次に掲げるいかなる場合においても、Pall は履行不能、履行遅延又は不完全履行に関するいかなる違反についても、一切の責任を負わない：異常気象、天災地変、火災、事故、ストライキ、ロックアウト若しくはその他の労働力不足若しくは労働紛争、ロックダウン、ボイコット、禁輸措置若しくは関税、テロリズム若しくはテロ行為、戦争若しくは戦況、内乱若しくは暴動、公的若しくは私的な通信ネットワークの故障、運送業者の遅延、その他の産業、農業若しくは輸送の混乱、通常の供給源の供給停止、流行病、パンデミック、伝染病、疾病若しくは隔離、法律、規制、政府の行為、Pall の合理的な制御を超えるその他の原因、その他の不可抗力による履行不能、履行遅延又は不完全履行。かかる事象が継続している間、Pall の履行は免除され、中断されたものとみなされるものとし、その後、合理的な期間内に、適切な調整が施されるものとする。

15. 貿易コンプライアンス

- 15.1 Pall が買主に商品を引き渡す条件として、買主は、買主による商品の輸出又は再販売に関して、輸出管理に関するすべての米国、欧州、及び各国政府の法律及び規制（輸出許可、禁輸国又は制裁国への輸出制限、特定の個人及び／又は団体への販売制限に関する法律及び規制を含むがこれらに限定されない。）を遵守することに同意するものとする。買主はさらに、Pall による商品の出荷及び／又は引渡しは、Pall が必要なすべての輸出許可、ライセンス及び許可（以下、総称して「許可」という。）を取得することを条件とすること、また、当該許可を管轄する規制機関又は政府機関により、当該許可が遅延、条件付き、拒否、又は発行されなかった場合、商品の出荷又は引渡しの不履行又は遅延について、Pall が買主に対して責任を負わないことに同意するものとする。

- 15.2 EU 所轄庁の許可がない限り、買主は、(i) ロシア連邦に、(b) ロシア連邦で使用するために、Council Regulation (EU) No 833/2014 の第 12 条 (g) に該当する商品を、直接的又は間接的に販売、輸出又は再輸出してはならない（以下「目的」という。）ものとする。買主は、再販業者の可能性を含め、第三者によって目的が阻害されないよう、合理的に管理を実施し、維持するものとする。本条項の違反は、本規約の本質的要素の重大な違反となり、Pall は、適切な救済（本契約の解除を含むがこれに限定されない。）を求める権利を有するものとする。買主は、目的を損なわせる可能性のある第三者による関連行為を含め、上記に対する違反に気付いた場合、直ちに Pall に通知するものとする。買主は、第 15.2 条に基づく義務の遵守に関して Pall から要求された場合、当該要求から 2 週間以内に情報を提供するものとする。

16. 守秘義務

書面化されているか否かを問わず、Pall が秘密性のある「ノウハウ」に該当する研究、開発、技術、経済又はその他の事業に関する情報を買主に開示し、又は買主に対しアクセス権を付与した場合、買主は、いかなる第三者又は企業に対しても、いかなる時点においても、当該情報を Pall の事前の書面による同意なしに、開示又は使用しないものとする。買主と Pall が別途秘密保持契約を締結している場合、当該契約の条件が本条項の条件に優先するものとする。

17. データ保護

- 17.1 本契約において、「データ保護法」とは、個人データの処理、情報セキュリティおよびプライバシーに関連するすべての適用法、特に一般データ保護規則 (EU 2016/679) およびそれらを施行するための法令、それらに基づき制定された法令、またはそれらを改正、置換、再制定、もしくは統合する法令を意味する。また、「管理者」、「個人データ」、「処理者」および「処理」への言及は、当該データ保護法に規定された意味を持ち、当該データ保護法に従って解釈されるものとする。
- 17.2 本契約に起因または関連する個人データの処理に関して、ポールおよび購入者が管理者として行為する範囲において、各当事者はデータ保護法に基づくそれぞれの義務を遵守するものとする。ポールが個人データを処理する方法は、次の URL : <https://www.pall.com/en/about-pall/codes-and-policies/pall-corporation-privacy-policy.html> に掲載されている。
- 17.3 いずれの当事者も、個人データの処理に関してデータ保護法を遵守するために必要なすべての措置（データ保護法に準拠したデータ処理契約の締結を含むが、これに限定されない）

を講じることなく、本契約に関連して他方当事者に代わって（処理者として）個人データを処理してはならない。

18. 準拠法及び紛争の解決

18.1 本契約から生じる、本契約の解釈を含むすべての事項は、抵触法の原則にかかわらず、日本国法に準拠するものとする。

18.2 本契約に起因又は関連する紛争で、いずれかの当事者が紛争の存在に関する通知を受領した後 30 日以内に、Pall と買主が相互に協議して友好的に解決できない場合は、東京の日本商事仲裁協会における仲裁により解決するものとする。仲裁判断は、最終的かつ両当事者を拘束するものとする。Pall は、知的財産及び機密情報を保護するため、管轄権を有する裁判所から衡平法上の救済、差止命令又は類似の救済を得る権利を常に有するものとする。

19. その他

19.1 **権利放棄の不存在**：次の各事項について、本契約のいかなる条項についても、Pall による権利放棄と解釈されることはない：(i) 取引慣行、履行、商慣行；(ii) Pall による本契約に起因する権利、救済措置、権限若しくは特権の不行使若しくはその遅延；又は (iii) Pall が買主に対し、本規約の条項の厳格な履行要求をしないこと。

19.2 **相殺**：買主は、買主が Pall に支払うべき金額を留保し、相殺し、相殺しようとすることはできない。

19.3 **分離可能性**：本契約のいずれかの条項が、管轄権を有する裁判所、機関若しくは当局により違法、無効又は執行不能と判断された場合、当該条項は、注文書及び／又は本契約から分離されたものとみなされ、本契約の残りの部分は効力を失うことなく、引き続き完全な効力を有するものとする。

19.4 **存続**：本契約の解釈又は履行に必要な不可欠なすべての支払義務、機密保持義務、補償義務、保証、責任の制限及びその他の条項は、本契約の終了、解除又は期間満了後も存続するものとする。

19.5 **第三者**：本契約は、本契約の両当事者並びにそれぞれの後継者及び許可された譲受人のみの利益のために締結されるものであり、明示又は黙示を問わず、本契約のいかなる条項も、本契約に基づき、または本契約を理由として、いかなる第三者又はその他の法人に対し、いかなる法的又は衡平法上の権利、利益又は救済措置を付与するものではない。

19.6 **両当事者の関係**：両当事者事者の関係は、独立契約者である。本契約に含まれるいかなる内容も、両当事者間に代理関係、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー又はその他の形態の共同事業、雇用又は信託関係を生じさせるものとして解釈されるものではなく、いずれの当事者も、いかなる方法においても、他方の当事者のために契約し、又は他方の当事者を拘束する権限を有しないものとする。

19.7 **累積的救済**：本契約に定める Pall の権利及び救済は、法律で規定される権利及び救済に追加されるものであり、これを排除するものではない。

19.8 **譲渡禁止**：買主は、Pall の書面による事前承諾なしに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は移転してはならない。無許可の譲渡は無効とみなされ、Pall に対する効力を有しないとみなされる。

附属書 1 キャンセル料

経過期間の割合（Pallの確認日に基づく）	キャンセル料 （価格に対する割合）
在庫商品	
Pall が注文を受諾してから 5 日以内	10%
Pall が注文を受諾してから 5 日後以降	15%
受注生産品（MTO）（ポールの受注確認から最終確定納期までの経過期間の割合（%））	
<10%	10%
<25%	25%
<50%	50%
≥50%	100%
設備及びシステム	
販売確認後、材料購入の内部承認前	25%

材料購入の内部承認後、製作の内部承認前	50%
製作の内部承認後、完成前	85%
完成後	100%

保管料：

経過時間（Pall による確認日に基づく）	料金 （価格に対する割合）
Pall の在庫が確保された日から 15 日（暦日）を超える期間遅れて出荷される場合	毎月 1.5%

返品手数料

	料金 （価格に対する割合）
安全在庫品	15%
過去 3 ヶ月以内に別の顧客が購入した商品	25%
過去 3 ヶ月に購入した顧客が存在しない商品	返品不可